

業務指示書

キルギス国ビシュケク-オシユ道路雪崩対策計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年2月5日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 高橋 由徳 Takahashi.Yoshinori@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年2月10日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路整備に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/交通計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：交通計画に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（キルギス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 雪崩対策計画】

- 1) 類似業務の経験：積雪寒冷期の道路管理に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（評価せず）
- 3) 語学力（語学評価せず）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年2月14日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 4 (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
現地再委託の内、①地形調査、②地質調査

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(V2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KGS1 = 2.116 円, US\$1 = 104.71 円, EUR1 = 143.30 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/交通計画
雪崩対策計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.86 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年3月3日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

キルギス国ビシュケク-オシユ道路雪崩対策計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/交通計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 雪崩対策計画	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	6.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

キルギスはカザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、中国に囲まれた国土面積約 198,500 平方 km の内陸国であり、国内の人・物の移動の約 95%を道路交通に依存し、約 34,000km に及ぶ国内の道路網は国民生活において重要な機能を有している。また、周辺国との交易を担う主要な経済インフラとしての役割も担い、物流におけるキルギス国内の道路の重要性が高まりつつある。

本案件の雪崩対策の対象地点のあるビシュケク-オシュ道路（総延長約 672km）は首都ビシュケクと第二の都市オシュを結ぶ主要幹線道路である。また、同道路はアジアハイウェイの一部であり、アジア全体の物流の円滑化、経済の発展を図るために必要な国際回廊（CAREC 3）としても定められている。一方で同道路は急峻な山岳地帯を通過することから、冬期には毎年雪崩等の自然災害が多発し、特に同道路 246km 地点は奥行き約 5km、幅約 2km、高低差約 1600m のすり鉢状の斜面から大規模な雪崩の発生する危険性が高いことがキルギス政府及び当機構による調査により確認されており、例えば 2012 年には大規模な雪崩が発生し、10 名の死者が出るなど人的被害も発生した他、1 週間の終日通行止め、1 カ月間の時間制限通行止めを余儀なくされている。その他、近年は毎年同地点において大規模な雪崩が発生し、同地点の交通に影響を与えており、このような冬期の道路網の遮断による輸送時間の増加は、国内の物資の輸送や周辺国との交易に支障をきたし、経済活性化の阻害要因となっている。

キルギス政府は中期開発計画（2013-2017）の中で、重点分野の一つとして道路セクターを掲げ、周辺地域と国内の市場へのアクセスの確保に重点を置くこととしている。同国はこの方針に基づき、同地点の雪崩対策を最も緊急度の高いものと位置付け、当該分野について高い技術を有する我が国に無償資金協力を要請した。なお、我が国では対キルギス国別援助方針における重点分野として「運輸インフラ維持管理と地域間格差の是正」を定め、運輸インフラ整備に対する支援を続けており、本案件はこれら方針に合致するものである。

本調査では、気象条件や地形条件調査等を実施し、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

また、本案件は JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月公布）で定める道路・橋梁セクターのうち大規模な改修・整備には該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと想定され、環境カテゴリ B に分類される。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト目標

ビシュケク-オシュ道路において冬季の車両の通行の安全性及び円滑な交通が確保される。

(2) プロジェクトの成果

ビシュケク-オシュ道路の 246km 地点で雪崩対策が実施される。

(3) 我が国への要請概要

ビシュケク-オシュ道路 246km 地点におけるスノーシェッドの設置
（調査により確認）

(4) 対象地域 (サイト) (別添1 参照)
ビシュケクーオシユ道路 246 km地点

(5) 関係官庁・機関
実施機関：運輸通信省
(Ministry of Transport and Communications : MOTC)

(6) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の援助活動

- ・ ビシュケクーオシユ道路改修事業、同 (Ⅱ) (有償資金協力、1996、1998)
- ・ ナリン州道路維持管理用機材整備計画 (無償資金協力、2006)
- ・ 道路行政アドバイザー (技術協力、2008-2011、2011-)
- ・ 道路維持管理能力向上プロジェクト (技術協力、2008-2011)
- ・ チュイ州橋梁架け替え計画 (無償資金協力、2008)
- ・ イシククリ州・チュイ州道路維持管理機材整備計画 (無償資金協力、2010)
- ・ ビシュケクーオシユ道路クガルト川橋梁架け替え計画 (無償資金協力、2013)
- ・ 橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト (技術協力、2013-)

2) 他ドナー等の援助活動

世界銀行 (WB)、アジア開発銀行 (ADB)、欧州復興開発銀行 (EBRD)、中国政府等が道路整備プロジェクトに対する資金協力を実施している。ビシュケクーオシユ道路改修事業については、我が国の他、アジア開発銀行及びイスラム開発銀行も支援しており、総延長約 672km のうち約 557km (うち我が国の円借款事業対象区間は約 165km) について、改修が行われている。

3. 業務の目的

一般プロジェクト無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模の絞込み、概略設計、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、キルギス政府から無償資金協力の要請のあった「ビシュケクーオシユ道路雪崩対策計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。本業務及び想定される無償資金協力に係る重要事項については、現地調査において、当機構がキルギス側と合意する協議議事録にもとづくものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①最適な事業内容を検討するのに必要なプロジェクトの背景・内容の確認、過年度の雪害履歴及び雪害対策工の実施に係る情報収集、既存資料による表層地質判定、地形判読、現地踏査、積雪期交通量調査及び道路・斜面積雪現況調査等、雪崩対策として、プロジェクトサイトにおけるスノーシェッド設置の適否を検討するための現地調査（第一次現地調査：スコーピング）、②縦断測量等の地形調査、地質調査、通常期交通量調査及び道路現況調査（無積雪時に実施）、概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（第二次現地調査：概略設計）、③報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（第三次現地調査：報告書案説明）の3回を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを主要な目的としているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の4つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、詳細に内容を確認することとする。

1) 第一次現地調査後の国内解析終了時

現地調査結果及びその後の国内解析結果を記述した「第一次現地調査結果及び国内解析結果概要」を取りまとめ、これをもとに、雪崩対策としてプロジェクトサイトでのスノーシェッド設置の適否を協議、決定する。

2) 第二次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「第二次現地調査結果概要」を取りまとめ、これをもとに、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

3) 設計・積算方針決定時

現地調査及び国内作業の結果を踏まえて、プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画をとりまとめ、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を協議・決定する。

4) 報告書案説明調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

(3) ビシュケク-オシュ道路 246 km地点におけるスノーシェッドの設置の適否の検討

本事業では、ビシュケク-オシュ道路 246 km地点でのスノーシェッドの設置が要請されている。本調査では第一次現地調査及びその後の国内解析結果を踏まえ、246km 地点におけるスノーシェッド設置の適否を検討する。適否の検討に際しては、設置位置や長さ、工法などについて検討した上で、事業費も勘案し、総合的に判断するものとする。また、斜面形状、斜面の法尻と現道との位置関係等から、スノーシェッドの設置の検討において、現道法線を改良することが望ましいと判断される場合は、その検討をあわせて実施する。

なお、第一次現地調査及びその後の国内解析の結果、スノーシェットの設置が適切でないと判断される場合には、その後の調査方針、業務内容、業務従事者の構成を大幅に変更する必要が生じるものと想定されることから、契約変更で対応することとする。

(4) ビシュケク-オシュ道路 246 km地点の地形及び道路の線形を踏まえた雪崩対策の検討

ビシュケク-オシュ道路 246 km地点は奥行き約 5km、幅約 2km、高低差約 1600m のすり鉢状の斜面から、道路に向けて大規模な雪崩が発生する箇所である。また、斜面面積は約 1 千万平方 m に達し、過去最大数百万立方 m の雪崩を発生させている。本調査では 2014 年 3 月下旬と 6 月下旬に計 2 回の現地調査を実施し、当該地点の地形、道路の線形及び被災履歴等を十分に調査した上で、同道路 246km 地点におけるスノーシェットの設置の適否及び最適なスノーシェットの設置範囲・方法について検討する必要がある。

(5) 土や石の堆積の影響を考慮したスノーシェットの検討

ビシュケク-オシュ道路 246 km地点沿いの斜面は、植生も少なく、雪解け水等により沢沿いに土や石が流され堆積することがある。スノーシェットによる雪崩対策を実施する場合、これらの影響についても十分に調査し、必要に応じて、土石によるスノーシェットの損傷、スノーシェット上での土石の堆積等を防止するためのスノーシェットの構造及び土石の流路計画を検討する。

(6) 自然条件調査

第一次現地調査時において、プロジェクトサイトにおける雪崩対策としてスノーシェットの設置の適否を判断するための情報収集を目的として、ビシュケク-オシュ道路 246km 地点周辺の地形、気象条件（雪崩の情報を含む）、斜面積雪現況等を調査する。

また、第二次現地調査では、雪崩の発生規模等を想定し、スノーシェットの設計に必要な地形調査及び地質調査、並びに植生調査等を実施する。

(7) 施工計画の策定

246km 地点周域の積雪による施工への影響及び施工中に発生する雪崩のリスクを十分に検討し、施工計画を策定する。また、施工中の当該地点の作業可能時間、通行止め及び交通規制計画についても検討する。なお、工事中に道路迂回路等が必要であると想定される場合は、これについても検討する。

(8) 環境社会配慮

本案件は JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月公布）で定める道路・橋梁セクターのうち大規模な改修・整備には該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと想定され、環境カテゴリ B に分類される。

また、住民移転は発生せず、用地取得が発生する場合もその規模は限定的と予想されるが、工事中及び供用時の周辺環境への影響及びキルギス内での必要な手続きを確認する。その他、自然生息地、保護区等の環境社会影響についても回避または最小化する計画を提案する。

なお、調査の結果、事業実施には住民移転又は用地取得が避けられないことが明らかになった場合には、簡易住民移転計画案の作成業務を追加変更する。

一方、第一次現地調査において、環境や社会への望ましくない影響が最小限、あるいはほとんどないと判断される場合には、カテゴリ分類が変更となる可能性がある。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法、効率性を十分検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。検討にあたっては、当機構と協議を行う。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、必要に応じて我が国無償資金協力制度等を先方政府関係者に説明し、基本的了解を得る。

(3) プロジェクトの背景・経緯の確認

1) キルギスにおける道路整備事業に係る上位計画を確認する。

また、キルギスにおける全国道路網整備及び雪崩対策の現状と課題を調査し、ビシュケク-オシュ道路及び同道路 246km 地点での雪崩対策の位置づけ・重要性を確認する。なお、同道路はアジアハイウェイを構成し、アジア全体の物流の円滑化や経済の発展を図るために必要な国際回廊に位置付けられた国際幹線であるため、中央アジア地域全体の国際幹線網及び国際交通の現状も併せて確認する。

2) 本プロジェクト要請の経緯と内容についてキルギス側の意向を再度確認する。

3) 本プロジェクトに関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容を確認する。

(4) プロジェクトの実施体制の確認

プロジェクト実施機関である運輸通信省の組織・所掌・人員構成や近年の財政・予算状況、技術水準等を調査し、実施体制を確認する。

(5) サイト状況調査

1) 関連インフラの整備状況の確認

サイトにおける道路、電気、水道等の整備状況、用地確保等、プロジェクトの実施に影響を与える可能性のあるインフラの整備状況を確認する。

2) 自然条件調査

本調査にて行う設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、事業サイトにおいて、以下に示す自然条件調査を行う。ア) イ) については、別添2参照の上、現地再委託にて実施することを認める。

ア) 地形調査

イ) 地質調査

ウ) 気象調査

気象調査では、地表踏査、聞き取り調査、既存資料の分析によるインベントリー調査を実施し、プロジェクトサイト周辺での降雪量、積雪深、雪崩情報（発生日時、発生位置、規模、雪崩堆積区、雪崩走路、雪崩発生区）、雪解け水流末、気温

等、ビシュケク-オシユ道路 246km 地点におけるスノーシェットの設置の適否の検討及び斜面の現況把握に必要な情報を第一次現地調査時に収集すること。

また、地形調査の調査範囲及び調査内容についても同様に、同道路 246km 地点におけるスノーシェットの設置の適否の検討に必要な情報を第一次現地調査時に収集すること。第二次現地調査における調査範囲及び調査内容については、スノーシェットの設計に必要な調査内容をプロポーザルで提案すること。

プロポーザルでは、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案すること。

3) 道路現況調査

プロジェクトサイトにおいて路面状況、排水施設・系統、既存構造物について調査を実施する。なお、本調査はプロジェクトサイトでの積雪がない第二次現地調査で実施する。

(6) 交通量調査

施工時の交通規制、迂回路の検討、スノーシェット内の閉鎖空間における路肩幅員と歩道幅員の検討、また、本事業の成果を明確に把握するために必要となる基礎データを整理するため、既存の交通情報・データを入手するとともに、プロジェクトサイトで3月下旬に予定している第一回現地調査及び6月下旬に予定している第二回現地調査のそれぞれで交通量調査（断面交通量等）を実施する。（但し、キルギス側に無積雪期の交通量調査結果が存在する場合は、第二次現地調査での交通量調査を実施する必要はない。）

なお、本調査は、現地再委託での実施を認める。具体的な調査項目（調査内容、調査手法、数量等）は、プロポーザルで提案すること。

(7) プロジェクト対象内容の策定

第一次現地調査及びその後の国内解析の結果を踏まえ、ビシュケク-オシユ道路 246km 地点におけるスノーシェット設置の適否及び併用する雪崩対策を検討し、当機構との協議を踏まえて調査結果と判断理由をとりまとめ、インテリムレポートを作成する。また、第二次現地調査時のキルギス側との協議において、本レポートの内容についてキルギス側から同意を得る。

(8) 運輸交通セクターに関連する法令や基準、設計・施工条件の確認、現地業者の技術レベルの確認

運輸交通及び関連インフラに関する法令・規則・設計基準を確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、キルギス関連機関と十分な協議・調整を行い、施工計画の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画）を確認するとともに、現地業者の技術レベルを確認する。

(9) 調達事情調査

本プロジェクトで必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、

調達方法、調達期間、調達価格等)を調査する。

(10) 環境社会配慮

「JICA 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA 環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、主要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。

- 1) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境及び経済社会状況等)の確認
- 2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - イ) JICA 環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
 - ウ) 関係機関の役割
- 3) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施
- 4) 影響の予測
- 5) 影響の評価および代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討
- 6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討
- 7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー会議の開催支援
- 10) 工事中の周辺環境への影響及びキルギス内で必要な手続きの確認

上記の調査は第二次現地調査で実施することを想定しているが、第一次現地調査において、環境や社会への望ましくない影響が最小限、あるいはほとんどないと判断された場合等においては、カテゴリ分類が変更となる可能性がある。

(11) プロジェクト内容の計画策定(概略設計)

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して設計総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取るものとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。特に、積雪寒冷時の安全な道路交通確保、冬期の道路維持管理に十分配慮されたものであること。また、交通量調査の結果からスノーシェッド内の路肩幅員、歩道幅員についても十分に検討する。

なお、当該地点の雪崩の体積や土石によるスノーシェッドの損傷、スノーシェッド上の土石の堆積及びビシュケク-オシュ道路 246km 地点周辺の地形を十分考慮した上で、スノーシェッドの設計を行う。

2) 基本計画(スノーシェッド及び併用する雪崩対策の基本的仕様)

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。概略設計は複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示

する。

3) 概略設計図

4) 施工計画／調達計画

- ・ 施工方針／調達方針
- ・ 施工上／調達上の留意事項
- ・ 施工区分（先方負担工事との区分）
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画
- ・ 実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、既存交通への影響評価、迂回路等を含めた交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。また、環境影響や施設移転、住民移転等の影響についても最小限に抑えた施工計画を検討する。

(12) 気候変動対策に係る検討

自然条件調査等の結果を踏まえた雪崩対策を実施することで、本事業が気候変動適応策と位置付けることの可否を検討する。

(13) 相手国側負担事業の概要の整理

無償資金協力として事業を実施する際に不可欠な相手国側の負担事業（用地確保、免税、便宜供与、各種建設許可の取得、交通規制等）を整理する。また、当該負担事業の実施可能性、妥当性を検討する。

(14) プロジェクトの維持管理計画の整理

キルギスが行うことになる対象施設の維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。また、それらの業務の実施体制・方法を検討する。

(15) 概略事業費の積算

我が国無償資金協力の対象として計画する協力対象事業、相手国側負担事業、プロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

我が国無償資金協力の積算にあたっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2011年3月改訂版）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件がある場合は、以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」（様式の指定なし）を作成し、概略事業費積算内訳

書に綴じ込み提出する。

- ア) 実施時期
- イ) 事業費（総事業費及び内訳）
- ウ) 概略の仕様
- エ) 入札方法（PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- オ) 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払い条件（履行保障の有無等）等）
- カ) 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理等）

4) 予備費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に提供する。予備費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ) 工事量変動にかかるリスク
- ウ) 自然条件にかかるリスク（洪水、降雪等）
- エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ) 治安状況にかかるリスク

(16) 無償資金協力の実施にあたっての留意事項の整理

無償資金協力の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

(17) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

(18) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

(19) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をキルギス関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における相手国負担事項の履行、維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(20) 準備調査報告書等の作成

キルギス関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概要資料
- 2) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7)から(10)を成果品とする。

- (1) 業務計画書 : 和文 3 部
- (2) インセプション・レポート : 和文 8 部
: 英文 12 部 (うち先方政府分 10 部)
- (3) 第一次現地調査結果概要 : 和文 8 部
- (4) インテリムレポート : 英文 12 部
- (5) 第二次現地調査結果概要 : 和文 8 部
- (6) 準備調査報告書 (案) : 和文 8 部
: 英文 12 部 (うち先方政府分 10 部)
- (7) 概要資料 : 和文 3 部及び CD-R1 枚
(※完成予想図を含む。)
- (8) 概略事業費 (無償) 積算内訳書 : 和文 2 部
(※コスト縮減検討資料、事業費ドナー比較資料を含む。)
- (9) 準備調査報告書 : 和文 (製本版) 8 部及び CD-R2 枚
(※完成予想図を含む。) : 英文 (製本版) 15 部及び CD-R2 枚 (うち先方政府分 10 部)
: 和文 (簡易製本版) 3 部及び CD-R1 枚
- (10) デジタル画像集 : CD-R2 枚 (デジタル画像 40 枚程度)

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (2) インセプション・レポート、(4) インテリムレポート及び(6) 準備調査報告書(案)、並びに(9) 準備調査報告書については、仮訳として露文を作成し、先方政府に提出することとする。但し、露文はあくまでも先方政府の執務参考資料として作成・提出するものであるため、JICAに提出する報告書類は和文及び英文のみとする。英文から露文への翻訳は、キルギス国内で行うことを原則とする。翻訳料は契約金額に含める予定であることから、必要経費を見積書に記載すること。

注3) (8) 概略事業費(無償)積算内訳書については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2011年3月改訂版)」を参照することとする。

注4) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月版)」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注7) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文・露文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2014年3月下旬より第一次現地調査を行い、2014年6月下旬に第二次現地調査、2014年12月中旬に第三次現地調査（報告書案説明）を実施することを想定する。2015年1月上旬までに概要資料、2015年3月中旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成する。

また、上記の計画は、第一次現地調査及びその後の国内解析の結果、プロジェクトサイトにおける雪崩対策としてスノーシェッドの設置が適切であると判断される場合の計画であり、スノーシェッドの設置が適切でないとは判断された場合には、その後の調査方針、業務工程等について機構との協議の上、決定するものとする。

	2014												2015		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
事前準備															
第一次現地調査（スコーピング）		■													
構国報告会			▲												
国内解析			■	■	■										
第二次現地調査（概略設計）					■	■	■								
構国報告会						▲									
国内解析						■	■	■	■	■					
協力準備調査報告書（案）											▲				
第三次現地調査（報告書案説明）											■				
概要資料												▲			
報告書提出													▲		

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

調査人月：約15.8M/M（通訳を除く）

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下に示す格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案することも認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 業務主任/交通計画（2号）
- イ) 雪崩対策計画（3号）
- ウ) 道路設計（冬期道路）・施工計画/ 冬季交通計画
- エ) 積算/調達計画
- オ) 自然条件調査（地形・地質・気象）
- カ) 環境社会配慮

- ① 第一次現地調査（スコーピング）：ア）、イ）、ウ）、オ）
- ② 第二次現地調査（概略設計）：ア）、イ）、ウ）、エ）、オ）、カ）
- ③ 第三次現地調査（報告書案説明）：ア）、イ）

なお、上記構成については雪崩対策としてスノーシェッドの設置を想定したものであり、第一次現地調査及びその後の国内解析後にビシュケク-オシュ道路246km地点での雪崩対策としてスノーシェッドの設置が不適と判断される場合及び環境カテゴリがCと判断された場合は、その後の調査方針、業務内容、業務従事者の構成を大幅に変更する必要が生じるものと想定されることから、契約変更で対応することとする。

(3) 通訳

本調査には通訳（日本語→露語）を最低1名配置することとし、経費は直接費とする。また、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上も必要に応じて認める。備上を希望する場合は、必要経費を本見積に含めること。

3. 配布資料

(1) 要請書

(2) カテゴリB 案件報告書執務要領

(3) ビシュケク-オシュ道路 246km 地点における積雪及び雪崩データ (MOTC)

(4) ビシュケク-オシュ道路 246km 地点における雪崩データ (キルギス気象庁)

※上記(3)、(4)はMOTC及びキルギス気象庁から入手したビシュケク-オシュ道路 246km 地点の積雪、雪崩データである。但し、本データについては、それぞれのデータ間で整合性に欠く部分も存在することから、参考程度に使用することとし、第一次現地調査において両データの確認、整理を行うこと。

4. 当機構からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

(1) 第一次現地調査 (スコーピング)

1) 団員構成：総括

計画管理

2) 調査行程：約9日間

3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針及び無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項に関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二次現地調査 (概略設計)

1) 団員構成：総括

計画管理

2) 調査行程：約9日間

3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画及び設計方針を検討し、双方の合意事項に関するミニッツを取りまとめる。

(3) 第三次現地調査 (報告書案説明)

1) 団員構成：総括

計画管理

2) 調査行程：約9日間

3) 目的：準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項に関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

(1) 現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勸案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、地形調査及び地質調査については別見積とする。

- 1) 交通量調査
- 2) 地形調査
- 3) 地質調査

- (2) 現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2012年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。
- (3) なお、キルギス内に現地再委託可能な業者がない場合に限り、本邦又は第三国の機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。
- (4) また、交通量調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。

6. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2および様式-3を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積りに含めること。

本邦から携行するコンサルタント所有の機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 安全管理

キルギスの治安情勢はオシュ州及びジャララバード州のウズベキスタンとの国境地帯以外では、現在比較的安定しているが、2011年10月の政変後の大統領選挙後、現在も各地で現政府に反対する集会・デモ等が散見されるため、調査及び施工中の安全管理に配慮する。

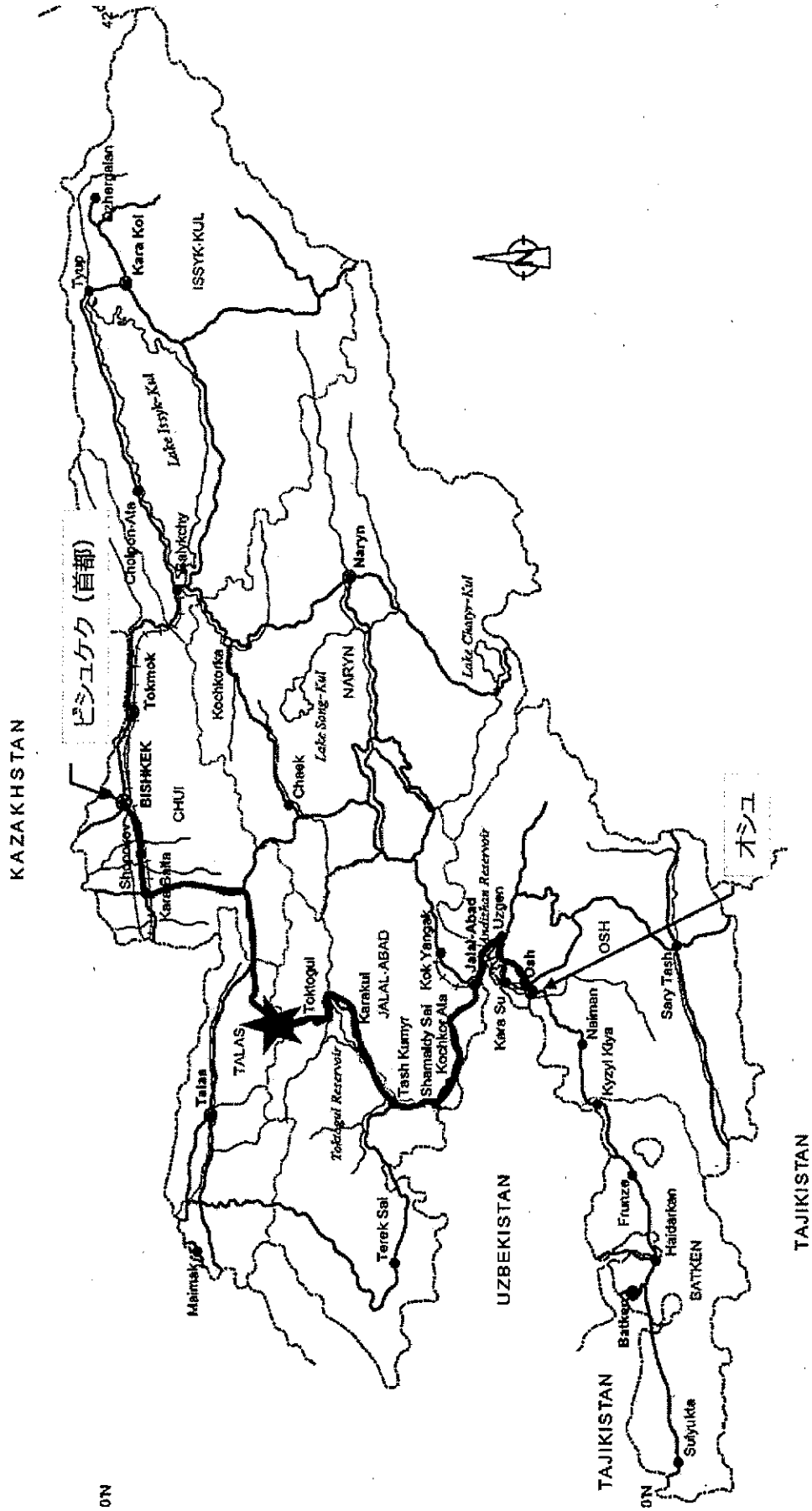
(5) 複数年度契約

本調査については、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

以上

(別添 1)

プロジェクトサイトの位置図



キルギス ビシュケク-オシュ道路雪崩対策計画準備調査にかかる
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、無償資金協力の詳細設計に必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査にて追加の自然条件調査の実施が必要と判明したが、本調査での実施が困難な場合等は、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計にて必要な追加調査を計画することは差し支えない。

2. 調査項目

(1)、(2)についてはスノーシェッドの設置を想定したものであり、第一次現地調査及びその後の国内解析後にビシュケク-オシュ道路 246km 地点での雪崩対策としてスノーシェッドの設置が不適と判断される場合は、契約変更により対応する。

(1) 地形調査（第一次及び第二次現地調査での実施を想定）

調査目的：プロジェクトサイトにおけるスノーシェッドの設置の適否の検討に必要な情報を収集する。（第一次現地調査）また、雪崩の発生規模等を想定し、施設計画、設計及び施工に必要な地形の情報を把握する。併せて、プロジェクトサイト周辺で雪解け水等により沢沿いに流されてくる土や石の堆積規模及び発生地点等についても調査する。（第二次現地調査）

調査位置：ビシュケク-オシュ道路 246km 地点周辺

調査内容：既存資料による表層地質判定、地形判読、現地踏査等（第一次現地調査）
路線/水準測量、縦断測量、横断測量等（第二次現地調査）

成果品：調査報告書、縦断図、横断図、平面図等

(2) 地質調査（第二次現地調査での実施を想定）

調査目的：施設計画、設計及び施工に必要な地質及び土質の情報を把握する。

調査位置：ビシュケク-オシュ道路 246km 地点周辺

調査内容：地表踏査、ボーリング（2本程度）、標準貫入試験、土質試験、CBR試験、植生調査等（各調査範囲については、提案する雪崩対策に応じて決定する）

こと。また、支持層の判定の根拠についても明記すること。)

成果品 : 調査報告書等

(3) 気象調査

調査目的 : 雪崩対策法の決定及び設計のための基礎資料を入手する。

調査内容 : 過去の気象/災害情報を遡って調査する。

降雪量、積雪深、雪崩情報(発生日時、発生位置、規模、雪崩堆積区、雪崩走路、雪崩発生区)、雪解け水流末、気温等

成果品 : 調査報告書等